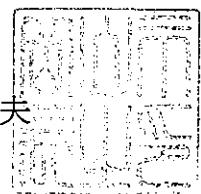


## 参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北区一宮選果場果樹部会

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人3経営体

個人27経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

岡山市北区一宮選果場果樹部会は、温暖な気候を活かして、栽培面積約100ha、農家数350戸で、もとの栽培を行っており、県下屈指の産地を形成している。しかし、農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加等の課題を抱えており、就農促進トータルサポート事業等を活用した就農希望者の受入や営農意向調査の実施による園地の流動化や改造に取り組む。活動に当たっては、JA岡山、岡山市、農業委員会、県民局(農業振興課、普及指導センター等)、農地中間管理機構等が連携、役割分担して取り組むこととしている。

また、もとの市場性を高めるため、加工品の開発や販売期間の拡大を目指した新品種の導入等も計画している。